

資料 1 - 2

原子力災害拠点病院等の施設要件の改正案に対する

意見募集の実施について

平成 30 年 6 月 6 日
原子力規制庁

1. 経緯

平成 29 年度から原子力規制委員会の委員等による高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの現地調査を含め、関係機関との意見交換等を行い、現行の原子力災害拠点病院等の施設要件（以下「施設要件」という。）の課題を抽出するなど、施設要件の見直しに係る検討を進めてきた。

本年 4 月 18 日の第 3 回原子力規制委員会において、『「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性』（参考参照）を示し、その見直しの方向性に基づいて施設要件の改正を行うことが了承された。

上記を踏まえ、施設要件の改正案（別紙）を作成したので、当該改正案に対する意見募集を行うこととしたい。

2. 改正の主な内容

- ① 原子力災害拠点病院が原子力災害医療協力機関の職員等に対して定期的に実施する研修について、原子力災害拠点病院が自ら実施するか、又は関係道府県の実施する研修に協力するかの選択を可能とした。
- ② 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの主な役割を次のとおり改める。
 - 高度被ばく医療支援センター
高度専門的な診療機能、高度専門的な教育研修
 - 原子力災害医療・総合支援センター
原子力災害医療派遣チームの編成、当該チームの派遣調整、当該チーム員の養成、地域及び全国ネットワークの構築
- ③ 複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合は、そのうち 1 の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

3. 意見募集の実施

別紙に示す施設要件の改正案について、行政手続法に定める命令等に該当するものではないが、任意に行うものとして意見募集を実施する。

4. 今後の予定

○意見募集の実施	平成30年6月7日から30日間
○原子力規制委員会了承	平成30年7月中（予定）
○適用	平成31年4月1日（予定）

<資料一覧>

別紙 （意見募集の対象）

原子力災害拠点病院等の施設要件改正案

参考 「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性について

別紙

原子力災害拠点病院等の施設要件

平成 27 年 5 月 15 日

原子力規制庁

(平成 27 年 6 月 19 日一部改正)

(平成 30 年 月 日全部改正)

目次

1 はじめに	1
2 原子力災害拠点病院	4
(1) 医療体制等	4
(2) 施設及び設備等	5
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	6
(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等	7
3 原子力災害医療協力機関	8
4 高度被ばく医療支援センター	10
(1) 医療体制等	10
(2) 施設及び設備等	11
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	11
(4) その他	12
(5) 基幹高度被ばく医療支援センター	12
5 原子力災害医療・総合支援センター	14
(1) 医療体制等	14
(2) 施設及び設備等	15
(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	15
(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等	16
(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整	16
(6) その他	16
6 指定等について	17
(1) 指定	17
(2) 住民等への周知	18
(3) 指定の取消し	18
(4) 施設要件の見直し	18
附則	19
参考 1	20
参考 2	21

1 はじめに

我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等の施設要件」という。）を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針（平成27年原子力規制委員会告示第11号）が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は立地道府県等により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害・総合支援センター及び原子力災害拠点病院が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、原子力災害拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

原子力災害時の医療体制として拠点病院等の施設要件に規定する各機関は、主に以下の役割を担うものとされている。

（1）原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能し、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下

「被ばく傷病者等」という。）を受け入れ、適切な診療等を行う。

また、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。「原子力災害医療派遣チーム」の出勤先は、原子力災害時に被災した原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）内の原子力災害拠点病院を基本とし、当該施設内において救急医療等を行う¹。

これらの医療を提供するためには、医療従事者のみならず、施設内に所属する全ての職員や施設管理者等の意思決定を行う者においても一定程度の原子力災害医療に関する知識が必要なことから、平時から教育研修、訓練等を通じて理解を深めることが望ましい。

（2）原子力災害医療協力機関

原子力災害時には、被ばく医療に加え、救急医療及び災害医療が必要となることから、関係機関の連携体制を事前に構築しておく必要がある。また、汚染又は被ばくしている者に対する検査、除染、救護所等における健康管理等も必要となる。

このように、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる医療機関、職能団体等を原子力災害医療協力機関とする。原子力災害医療協力機関は、医療機関のみならず研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等広く想定され、後述する施設要件の「機能」に掲げる項目のうち、1項目以上の支援を行う。

（3）高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応が困難²な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者（以下単に「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、関係する医療従事者等へ教育研修等を実施することで、平時から原子力災害に関する知識等の普及及び理解の増進に努める。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な診療支援を行うため、担当地域を設けるものとし、また、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定する。

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、平時では地域の中核となる医療従事者等への高度専門的な教育研修を行うとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を行う。

¹ 活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領（平成29年3月29日 原子力規制庁）」に記載している。

² 原子力災害拠点病院で対応困難な症例として、アクチニドによる内部被ばく、急性放射線症候群等が考えられる。

また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。

(4) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターは、前述の「原子力災害医療派遣チーム」を編成するのみならず、原子力災害時には当該チームが被災地域で効果的に活動できるよう「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うとともに、活動中の「原子力災害医療派遣チーム」に対する情報提供等の支援を行うほか、平時から地域及び全国の原子力災害拠点病院等との連携及び協力体制を強化するためのネットワークを構築し、情報交換等を行う。

また、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、平時から「原子力災害医療派遣チーム」の構成員に対して教育研修等を実施することで、「原子力災害医療派遣チーム」の養成を行う。

なお、原子力災害医療・総合支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な派遣調整を行うため、担当地域を設けるものとする。

2 原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原則として医療計画に位置付けられた災害拠点病院であることとし、救命救急センター、二次救急医療機関又は災害拠点病院に準ずる医療機関であると立地道府県等が認めた施設であることに加え、以下の施設要件を満たすものとする。

なお、過去に「初期被ばく医療機関」や「二次被ばく医療機関」を指定している場合には、その体制を活用することが望ましい。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

【救急医療の提供体制】

- A) 汚染の有無に関わらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有すること。

【被ばく医療の提供体制】

- B) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有すること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

- C) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有すること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うことができる体制を有すること。
- B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、関係機関と連携して、他の原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへ患者を搬送できる体制を有すること。
- C) 他の立地道府県等内に設置されている原子力災害拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者³⁾】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等⁴⁾を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

- B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修等⁵⁾を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

³⁾ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

⁴⁾ 原子力災害医療に関する研修として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

⁵⁾ 高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を受講すること。

C) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技能を有する者を1名以上配置すること。
- ・除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2)施設及び設備等

① 施設等

- A) 原則として、除染を行うために必要な除染室を有すること⁶。
- B) 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室⁷を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室⁸を有すること。

【災害拠点病院ではない場合】

- D) 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設等を有することが望ましい。
- ・耐震構造となっている診療機能を有する施設及び病院機能を維持するために必要な施設
 - ・自家発電機等及び3日分程度の燃料
 - ・適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定の締結等
 - ・病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に使用可能な離着陸場

② 設備、備品等

救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等が整備されていることに加え、次の

要件を満たすこと。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材(個人線量計を含む。)を有すること。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有すること。
- C) 体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること。
- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器⁹を有すること。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品¹⁰を有すること。
- F) 除染するために必要な資機材を有すること。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備¹¹を有すること。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有すること。

(3)教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員(医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等)に対する教育研修を定期的に実施すること。
- B) 管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等の自施設以外の関係者に対する研修を定期的に実施すること、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に原子力災害拠点病院として参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同して行う総合防災訓練に原子力災害拠点病院として参加するように努めること。

③ 地域連携ネットワークの構築

立地道府県等と協力し、原子力災害医療協力機関等との地域連携ネットワーク会議等を定期的に開催して連携を図る¹²こと。

④ 立地道府県等との連携

立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

⁶ 予め確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより除染が行える体制(除染テントを含む。)を有すること。

⁷ 予め確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制を有すること。

⁸ 予め確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制を有すること。

⁹ 他の原子力災害拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は整っているものとみなす。

¹⁰ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療支援センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は整っているものとみなす。

¹¹ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制を有すること。

¹² 当該立地道府県内で他の原子力災害拠点病院が地域連携ネットワーク会議等を実施し連携を図っている場合であつて、地域連携ネットワーク会議等に協力、支援を行う場合は整っているものとみなす。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

① 配置、資質等

- A) 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成すること。
- B) 災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有すること¹³。また、放射線防護要員は、放射線測定に関する技術を有すること。

② 装備等

- A) 救急医療及び災害医療に必要な資機材を有すること。
- B) 放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等¹⁴を有すること。
- C) 原則として、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両¹⁵を有すること。

3 原子力災害医療協力機関

原子力災害医療協力機関は、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる機関とする。

このため、立地道府県等は原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、以下の施設要件に該当するものについて登録（リスト化）しておくとともに、医療機関（病院、診療所等）と、医療機関以外の機関（研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等）とで事情が異なる場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ることができるかを明確にしておくこと。

① 原子力災害医療協力機関に求められる機能

次に掲げる7項目の機能のうち、1項目以上の機能を有すること。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行うことができること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療関係者の派遣を行うことができること。
- E) 国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（避難退域時検査）を実施することができる放射線物質の検査チームの派遣を行うことができること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

② 医療従事者等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な人員等が配置されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院（1）医療体制等 ③医療従事者等の配置」及び「2 原子力災害拠点病院（4）原子力災害医療派遣チームの配置等 ①配置、資質等」を参考にする。

③ 施設、設備等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院（2）施設及び設備等 ①施設等」及び「2 原子力災害拠点病院（2）施設及び設備等 ②設備、備品等」並びに「2 原子力災害拠点病院（4）原子力災害医療派遣チームの配置等 ②装備等」を参考にする。

④ 研修、訓練の実施

A) 自施設の原子力災害対策に係る所属職員に対し、教育研修を定期的に行うこと、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う研修に参加させること。

B) 自施設の原子力災害対策に係る所属職員に対し、訓練を定期的に行うこと。

¹³ 原子力災害医療派遣チームの構成員養成として、原子力災害医療・総合支援センターが実施する「原子力災害医療派遣チーム研修」を受講すること。

¹⁴ ただし、緊急時、他施設から調達できる場合は整っているものとみなす。

¹⁵ 応急用医療資器材、放射線防護に必要な防護具、資機材、測定機器等の搭載が可能な車両が望ましい。

ること、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う訓練に参加させること。

⑤ 関係機関等への連携体制等

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。
- B) 原子力災害拠点病院が構築する災害医療体制ネットワークに積極的に参画すること。

4 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件は以下のとおりとする。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院 (1) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療（急性放射線症候群の診療を含む。）を提供できる体制¹⁶を有すること。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁷】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁸を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、

¹⁶ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合は体制が整っているものとみなす。

¹⁷ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁸ 原子力災害医療に関する研修として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の各施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

① 次の要件を満たすこと。

- 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者¹⁹を1名以上配置すること。
- 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2)施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2)施設及び設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等²⁰を有すること。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (イ)施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²¹に加え、次の設備、備品等が整備²²されていること。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²³。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3)教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

① 教育研修

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職

員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的の実施すること。

- B) 汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。
- C) 原子力災害拠点病院の中核人材等に対し、高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 専門家ネットワークの構築

- A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを活用できる体制を有すること。
- B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築し、情報交換等のための会合を定期的に開催し、又は協力すること。
- C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合に協力すること。

(4)その他

- A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療に関する専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行えること。
- C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。
- D) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的受講すること。

(5)基幹高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、次の要件を満たすこと。

① 教育研修

- A) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有すること。
- B) 指定後速やかに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教

¹⁹ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²⁰ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合は体制が整っているものとみなす。

²¹ ただし、注釈6,7は適応しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²² 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²³ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合は整っているものとみなす。

有研修等を定期的に行うこと。

C) 研修情報等を一元管理するための事務局を有すること。

② 専門家ネットワークの構築

指定後速やかに放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的に開催すること。

③ 実績

基幹高度被ばく医療支援センターとしてふさわしい実績を有すること。

例) 肺モニター等の機器や生体試料分析（バイオアッセイ法）による体内放射能評価（アルファ核種を含む）を用いた被ばく傷病者等に対する個人線量評価及び長期経過観察の実績

5 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターの施設要件は以下のとおりとする。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院（1）医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目を満たすこと。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

A) 原子力災害拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有すること。

B) 原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者²⁴】

A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等²⁵を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修等²⁶を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

C) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・被ばく医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護に関する専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・必要な放射線防護措置が講じられた上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示に基づいて必要な検査又はサンプルの収集を実施することができる者を1名以上配置すること。

E) 除染措置に関する専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

²⁴ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

²⁵ 原子力災害医療に関する研修として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

²⁶ 高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を受講すること。

【派遣調整業務従事者】

- F) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- G) 平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要な人員が確保されていること。

(2)施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2)施設及び設備等 ①施設等」に掲げる要件に加え、教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (2)施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等との通信ネットワーク設備を有すること。
- C) 原則として、確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有すること。

(3)教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的実施すること。

② 訓練

- A) 自施設の原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 自施設において、定期的に派遣調整訓練を行うこと。
- C) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- D) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合を定期的に開催又は協力すること。
- B) 原子力災害拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時

から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するためのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築すること。

- C) 高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、線量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力すること。

④ 原子力災害拠点病院等に対する支援

- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行うこと。
- B) 地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行うこと。

(4)原子力災害医療派遣チームの配置等

「2 原子力災害拠点病院 (4)原子力災害医療派遣チームの配置等」に加え、放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する者を配置すること。

(5)原子力災害医療派遣チームの派遣調整

- A) 原子力災害時において、原子力災害が発生した立地都道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有すること。
- B) 原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有すること。
- C) 平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有すること。

(6)その他

- A) 原子力災害時に、国及び立地道府県等からの要請により専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的受講すること。

6 指定等について

(1) 指定

① 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関

立地道府県等は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関について、これら施設の役割等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。あわせて、原子力災害拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、原子力災害拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3箇所程度の医療機関を指定すること。

なお、複数の医療機関が連携して原子力災害拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能であり、その場合は中心となる原子力災害拠点病院を「基幹原子力災害拠点病院」として指定する。

【原子力災害医療協力機関】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、登録（リスト化）するものとする。

② 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの情報交換等を行うとともに、立地道府県等や原子力災害拠点病院等への支援は当該センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に当該センターが対応できるように支援する。

【高度被ばく医療支援センター】

国（原子力規制委員会）は、高度被ばく医療支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

国（原子力規制委員会）は、原子力災害医療・総合支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

(2) 住民等への周知

原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、指定を受けた場合、速やかに施設内の見やすい場所に指定を受けている旨を掲示することによって、住民等に対して原子力災害時において傷病者の受入れを行う旨を周知すること。

(3) 指定の取消し

立地道府県等は、指定を受けた原子力災害拠点病院が施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

(4) 施設要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討する。

附 則

この施設要件は、平成27年8月26日から適用する。

附 則

この施設要件は、平成31年4月1日から適用する。

【参考1】原子力災害拠点病院が整備する備品、資機材の例

○ 放射線測定器 ・ 個人線量計 ・ GM サーベイメーター ・ NaI シンチレーションサーベイメーター ・ 電離箱式サーベイメーター ・ ホールボディカウンター ・ 甲状腺モニター
○ 除染用資機材 ・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ） ・ ガーゼ ・ 洗浄用ボトル ・ ディスポゾウム ・ 撥水オイル（複数のサイズ） ・ 膿盆 ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ 養生用テープ ・ 石けん ・ ボディソープ ・ シャンプー ・ 中性洗剤 ・ ビニールシート ・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ ビニールシート ・ 養生用テープ ・ ろ紙シート ・ タイベックスーツ ・ ゴム手袋 ・ サージカルマスク ・ 微粒子用マスク（N95 規格） ・ ディスポ帽子 ・ ゴーグル ・ 靴カバー ・ ディスポ手術衣

【参考 2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 ・ GM サーベイメーター ・ NaI シンチレーションサーベイメーター (主にスタッフ防護のため) ・ 電離箱式サーベイメーター (主にスタッフ防護のため) ・ 個人線量計 (主にスタッフ防護のため)
○ 除染用資機材 ・ 滅菌ドレープ (複数のサイズ) ・ ガーゼ ・ 洗浄用ボトル ・ ディスポゾ子 ・ 撥水オイフ (複数のサイズ) ・ 膿盆 ・ ビニール袋 (複数のサイズ) ・ 養生用テープ ・ 石けん ・ ボディソープ ・ シャンプー ・ 中性洗剤 ・ ビニールシート ・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 ・ ビニール袋 (複数のサイズ) ・ ビニールシート ・ 養生用テープ ・ ろ紙シート ・ タイバックスーツ ・ ゴム手袋 ・ サージカルマスク ・ 微粒子用マスク (N95 規格) ・ ディスポ帽子 ・ ゴーグル ・ 靴カバー ・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤 (チーム要員のため)
○ 通信回線 ・ 衛星回線 ・ 専用回線 FAX ・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等

「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性について

平成 30 年 4 月 18 日

原子力規制庁

1 経緯

- 原子力規制委員会は、平成 27 年 8 月 26 日付けで改正された「原子力災害対策指針」及び新たに策定された「原子力災害拠点病院等の施設要件」(以下「施設要件」という。)に基づき、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の指定を同日付けで行った(別紙 1-1、1-2、1-3 及び別紙 2 参照)。
- 平成 30 年度は、指定後 3 年を迎えることから、施設要件の見直しを行うとともに、見直された施設要件に基づき、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが見直された施設要件に合致するか確認することが必要である。

※ 「原子力災害対策指針」(一部抜粋)

国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行うこと。また、おおむね 3 年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。

※ 「原子力災害拠点病院等の施設要件」(一部抜粋)

国(原子力規制庁)が、3 年毎に施設要件の見直しを検討する。

- 原子力規制庁では、平成 29 年度から委員によるセンターの現地調査を含め関係機関との意見交換等を行い、現行の施設要件の課題を抽出し施設要件の見直しを検討してきた。これまでの原子力規制庁における検討結果を踏まえ、施設要件の見直しの方向性について報告する。

2 抽出された課題

- ① 両支援センターの役割の重複について (別紙 1-3 参照)
両支援センターともに被ばく患者の受入れを想定していることや高度・専門的な研修を実施することとされている等、支援センターの要件に重複が見られ、両支援センターの役割の違いが不明瞭である。
- ② 先導的な役割を担う高度被ばく医療支援センターの必要性について
被ばく医療体制を継続的に強化していくために、現在指定されている 5 センターの中で、中心的・指導的な立場として機能するセンターが必要である。
- ③ 研修の整理・体系化の必要性について (別紙 3 参照)
国、支援センター、地方公共団体等が行う研修について、研修内容の重複、対象者のミスマッチ等が生じているところ、研修を整理・体系化し、効率的・効果的な人材育成を行うことが必要である。

3 見直しの方向性

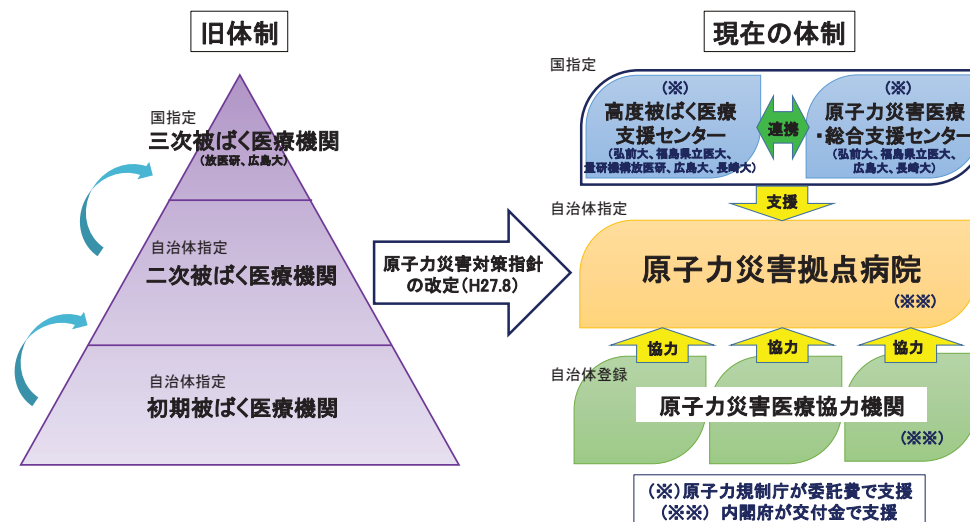
- ① 両支援センターの役割の明確化（別紙4参照）
 - 高度被ばく医療支援センターは、被ばく患者の診療及び高度・専門的な教育研修の実施を主な役割とする。
 - 原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害医療派遣チームの派遣調整、地域及び全国の被ばく医療ネットワークの構築を主な役割とする。
- ② 高度被ばく医療支援センターの機能強化（基幹高度被ばく医療支援センターの指定）（別紙4参照）
 - 現在指定されている5センターのうち、主に5センターに所属する専門家の人材育成や、内部被ばくに関する線量評価等で中心的な役割を担うことができる高度被ばく医療支援センターを「基幹高度被ばく医療支援センター」として1か所新たに指定する。
 - 基幹高度被ばく医療支援センターを中心に人材交流や技術的支援等を通じて5センターの連携を強化することで、継続的に被ばく医療体制を強化することを目指す。
- ③ 研修の体系化
 - 全ての研修において基本となる標準テキストを提示し、研修の目的、到達目標、到達レベルごとに育成する人数等を明確化することで、研修内容の体系化をはかる。
 - 地域の教育研修は、関係道府県が実施する基礎・実践研修を基本とし、原子力災害拠点病院は関係道府県が実施する研修に協力することで、地域の実情に即した人材を育成する。
 - 地域の中核として活動する人材を育成するための高度専門的な教育研修は、基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センターが実施する。
 - 特に、両支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等が対象の高度専門的な教育研修は、基幹高度被ばく医療支援センターが実施する。
 - 以上の体系化された研修を効率的・効果的に実施するため、研修の案内や研修受講歴の管理等を確実に行う。

4 今後の予定

- 施設要件に係る具体的な見直し案について、必要となる原子力災害対策指針の改正案に併せ、原子力規制委員会に諮る。
- 新たな施設要件に合致しているかの確認については、平成31年度に新たな施設要件の下で両支援センターが業務を開始できるよう準備を進める。

原子力災害時における医療体制

別紙1-1



原子力災害対策指針の概要
（「原子力災害対策指針」を基に関連する項目を一部抜粋し作成）

別紙 1－2

①原子力災害医療の実施体制

	国	立地道府県等		
役割	・国は、下記に示す医療機関等の施設要件を定めるとともに、定期的な見直しを図ること。 ・国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行うこと。 また、おおむね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定すること。	・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。 ・立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、拠点病院や協力機関等との相互の通信手段、搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。 ・立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。 ・立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。		
	高度被ばく医療支援センター	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関
機能	・拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	・平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。	・原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療を行う。	・原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

②原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

	国	高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター	立地道府県等	拠点病院
役割	・立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援をすること。 ・基礎的及び実践的な研修にかかる資料については、定期的に見直しを行うこと。 ・全国の医療関係者等に対する研修体制も考慮すること。	・原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。 ・国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、適切な講師を派遣すること。	・立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修を実施すること。 ・立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、実践的な研修・訓練を実施すること。	・立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的に実施すること。

4

原子力災害拠点病院等の施設要件の概要
（「原子力災害拠点病院等の施設要件」を基に一部抜粋し作成）

別紙 1－3

	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害医療協力機関
指定等主体	・自治体	・国	・国	・自治体
診療機能	・汚染の有無にかかわらず傷病者に対する高度診療 ・OHA超傷病者に対する線量測定/除染処置 ・被ばく傷病者等に対する線量測定/集中治療 等	・長期/専門の治療を要する内部被ばく患者の診療/長期経過観察 ・除染困難で二次汚染等を起こす可能性がある被ばく患者の診療	【拠点病院の診療機能に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療 ・被ばく傷病者に対する高度救命救急医療（骨髄移植、重傷診療等を含む）	【以下に掲げる機能のうち、1項目以上を実施】 ・汚染等傷病者の初期診療及び救急診療 ・被災者に対する放射性物質による汚染の測定 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有/派遣
医療連携	・原子力災害医療協力機関からの被ばく傷病者等受入れ ・高度被ばく医療支援センター等への患者搬送 ・原子力災害医療派遣チームの支援の受入れ	・ 拠点病院で対応困難な被ばく患者受入れ ・ 拠点病院等への専門的助言 ・拠点病院等の患者に対する高度専門的な物理学/生物学的個人線量評価の実施	・ 拠点病院で対応困難な被ばく患者受入れ ・ 拠点病院等への専門的助言	・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣 ・避難地域時検査実施のための検査チームの派遣 ・立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 ・その他、原子力災害発生時に必要な支援
医療従事者	・救急/災害医療の専門的知識/技能を有する医師等が行える医師 ・被ばく医療の専門的知識/技能を有する医師 ・放射線防護を主として必要な看護可能な看護師 ・専門家の指示により線量評価等が行える者 ・除染処置に対し専門的知識/技能を有する者 等	・長期/専門の治療を有する内部被ばく患者の診療等が行える医師 ・除染困難で二次汚染等を起こす可能性がある者の診療が行える医師 ・線量評価に対し専門的知識/技能を有する者 等	【拠点病院の診療従事者に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療について、専門的な知識/技能を有する医師	・機能に必要な人員等が配置されていること
施設	・除染室 ・被ばく傷病者等に対して救急処置を行う処置室 ・被ばく傷病者等に対して入院治療が行える病室	【拠点病院の施設に以下を追加】 ・長期経過観察/入院治療等が行える病室 ・教育/訓練施設	【拠点病院の施設に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療に使う無菌室 ・教育/研修施設	・機能に必要な施設・設備等が整備されていること
設備・備品等	【救急/災害医療に必要な設備等】に以下を追加 ・放射線防護に必要な資機材 ・放射線測定機器（外部被ばく/内部被ばく評価等） ・被ばくの診療に必要な設備及び医薬品（KI等） ・除染するために必要な資機材 ・汚染物の一時保管庫、災害時の通信回線 等	【拠点病院の設備等】に以下を追加 ・内部被ばくの詳細な線量評価等に必要な体外計測機器/資機材 ・アクチニドを含む内部被ばく線量評価等に必要な機器/資機材 ・生物学的線量評価に必要な機器/資機材 等	【拠点病院の設備等と同等】	・機能に必要な施設・設備等が整備されていること
研修・訓練	・自施設職員/管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等、自施設以外の関係者に対する研修を定期的に実施 ・訓練の定期的開催 ・立地道府県等の訓練の参加	・自施設職員への研修/訓練の実施 ・汚染拡大防止、放射線防護、被ばく線量評価等の高度専門的研修の実施 ・拠点病院の中核人材等に対する研修の実施 ・ 原子力災害医療派遣チームに対する研修の実施 、 等	・自施設職員への研修/訓練の実施 ・ 原子力災害医療派遣チームに対する研修の実施	・自施設職員への研修の実施、又は拠点病院等が実施する研修への参加 ・自施設職員への訓練の実施、又は拠点病院等が実施する訓練への参加
連携体制	・立地道府県等と協力し、関係機関等とのネットワーク構築	・ 関連機関との全国的ネットワークの構築 ・専門家の人材ネットワークの活用体制の構築	・原子力災害拠点病院等との派遣調整にかかると全国規模の連携/協力体制の構築 ・ 関連機関との全国的ネットワークの構築	・立地道府県等が行う原子力災害対策に協力 ・原子力災害拠点病院が構築する災害医療体制ネットワークに積極的に参画
派遣チーム	・原子力災害医療派遣チームの保有	・ 専門派遣チームの保有	・ 原子力災害医療派遣チームの保有	※ 該当する施設のみ

5

原子力災害対策重点区域：24道府県
(下線は原子炉施設等立地道府県)

別紙 2

弘前大学担当エリア

福島医科大学担当エリア

長崎大学担当エリア

6

北海道	青森県	宮城県	福島県
茨城県	福井県	岐阜県	滋賀県
京都府	鳥取県	島根県	愛媛県
福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県

神奈川縣 新潟縣 富山縣
石川縣 靜岡縣 大阪府
岡山縣 山口縣

別紙 3

	実施主体	研修名	対象	研修目的・内容
原子力規制庁 策定事業	高度被ばく医療支援センター	原子力災害時医療中核人材研修	原子力災害対策について、地域の中心的な役割を担う者 (原子力災害拠点病院に所属する医療従事者)	放射線に関する基礎的な研修に加え、「関係法令・制度」「メンタルヘルス」等の幅広い知識の習得
		WBC計測研修	線量評価を行う者 (原子力災害拠点病院等に所属する放射線防護に携わる診療放射線技師等)	ホールボディカウンター等の放射線測定機器を用いた検査及び線量測定に関する知識及び技術の習得
	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害医療派遣チーム研修	原子力災害時に派遣される医療チーム(原子力災害拠点病院等に所属する医療従事者等)	派遣先での医療活動、個人防護、放射線測定、除染に関する知識及び技術の習得
	愛知事業者(原子力安全研究協会)	講師養成講座	基礎研修、実践研修を受講した者 (医療機関に所属する医療従事者、消防関係者、行政職員等)	(自治体が実施する)基礎研修、実践研修を講義する講師の養成
財政投融資による 取組等	自治体(原子力伊豆施設等立地道府県及びその他重点区域内の道府県)等が実施する研修	基礎研修、実践研修(避難退避時検査・簡易除染、被ばく傷病者搬送、医療機関の対応、安定・安心要素ナリ等)	医療機関に所属する医療従事者、消防関係者、行政職員等	各項目に関する知識及び技術の習得
	原子力災害拠点病院が実施する研修	基礎研修	原子力災害医療協力機関に所属する医療従事者等	放射線・放射線影響に関する基本的な知識及び放射線測定機器の取扱い方法の習得

- ・研修が体系化されていない
- ・研修内容に重複がある
- ・再教育や技能維持の仕組みがない
- ・専門的技術(バイオアッセイ等)を習得できる専門者向けの研修がない

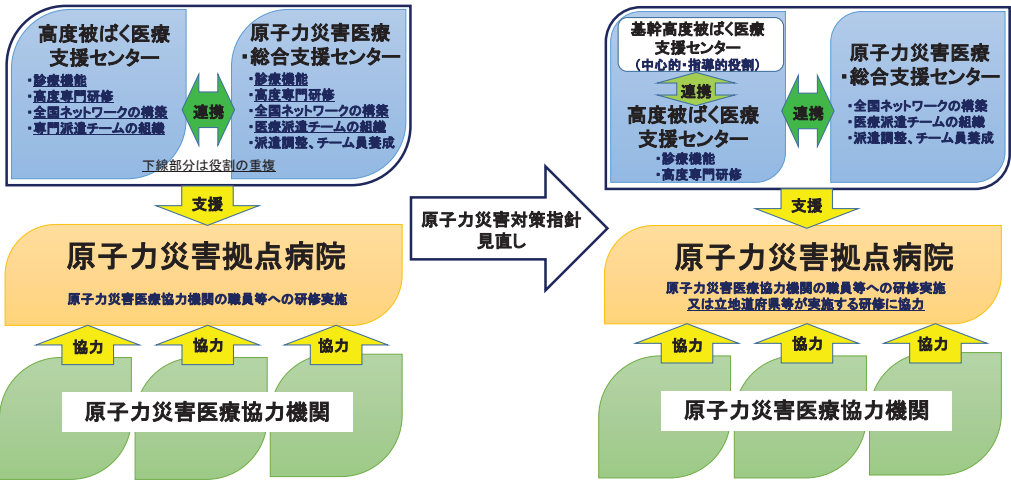
どの研修を、どの順番で、どれくらいの頻度で
受講したら良いか分からない

見直しの方向性

別紙 4

現在の体制

見直し後の体制



資料 1 - 3

原子力災害対策指針における EAL の枠組み等の改正について

平成 30 年 6 月 6 日

原子力規制庁

1. 背景・経緯

- (1) 原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）においては、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態といった緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として EAL を設定するものとし、EAL の枠組みを原災指針の「表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて」において示している。（参考 1 参照）
- (2) 平成 29 年 7 月、EAL が、実用発電用原子炉施設に重大事故等対処設備が設けられたことを踏まえたものとなっていないこと等から、同表の EAL の内容を改正した。
- (3) また、平成 30 年 2 月、原災指針の表 2 の『7』の規定に基づき、美浜発電所 1 号炉等^{*1}の施設を「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された^{*2}」施設として告示した。

2. 原災指針等の改正の必要性

- (1) EAL の枠組みを示す原災指針の表 2 は、原子力施設の状態に基づき EAL を設定しているものであり、このうち『7』は廃止措置計画が認可された施設の EAL を定めるものであるが、4. から 6. までに掲げる施設及び「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された」施設については、その状態に応じて『7』と異なる EAL を設定すべきであることから、その旨振り分ける規定となっている。
- (2) 具体的には、当該表 2 の『7』は、以下の 2 つの類型を規定し、類型①の括弧書きの施設（4. から 6. までに掲げる施設）はそれぞれ『4』『5』『6』へ、類型②の括弧書きの施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された施設）は『9』へ振り分ける趣旨のもので、立案、制定されたものである。
- ①使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から 6. までに掲げるもの（4. にあっては、試験研究用原子炉施設に限る。）を除く。）
- ②使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

- (3) 平成 30 年 2 月の冷却告示^{*3}は、上記②の類型に該当するものとして行ったものである。また、告示した施設は「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの」であることから、実質的にも『9』の EAL を設定することが妥当である。
- (4) 他方、『5』には冷却告示に係る施設を除く文言はなく、したがって告示された施設を『9』として取り扱うことはできないとの疑義がある。その場合、告示自体に法的な瑕疵があることになる。
- (5) しかしながら、冷却告示は既に、原災法等^{*4*5}に基づく原子力事業者防災業務計画や地域防災計画の修正の前提として機能しており、EAL の内容についての変更が一切ないのに告示の効力を否定することは、第三者（事業者、地方公共団体）との関係において、いたずらに法的安定性を害するもので適切ではない。
- (6) こうしたことから、表 2 全体を改めて炉型の区分、新規制基準適合の有無といった施設の類型ごとに整理すべく（参考 2 参照）、原災指針の表 2 の規定の適正化を行うとともに、この改正に伴い、通報規則^{*6*7}第 7 条及び 14 条並びに冷却告示等^{*8*9}の規定の適正化を行うこととしたい（参考 3 参照）。

3. 今後の予定

- (1) これら改正は、実質的な内容の変更を行うものではなく規定の適正化を図る事務的な手続であることから、長官の専決処理とするとともに、「形式的な変更^{*10}」に当たるとして意見公募手続は実施せず、速やかに原災指針、通報規則等を改正することとする。
- (2) なお、平成 30 年 2 月の冷却告示の改正は、前述 6 施設が「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの」として認められる意図でしたものであり、この判断について今回の原災指針等の改正によって何ら変更されるものではない。

- * 1 美浜 1.2、島根 1、伊方 1、玄海 1、敦賀 1
- * 2 「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く」という規定は、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されている施設は、使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できなくなったとしても原子力災害に至る蓋然性は小さく、冷却する必要がある照射済燃料が存在する施設と EAL を同じにすることは必ずしも妥当ではないという観点から規定されたもの。

該当する施設は、冷却告示により定められている。平成 29 年 7 月の指針改正以前に告示されていた施設は「ふげん」のみである。
- * 3 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表及び第十四条の表の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 14 号）
- * 4 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
- * 5 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- * 6 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）
- * 7 原災指針の EAL の枠組みの記述が、基本的にそのまま通報規則の条文となっている。（参考 1 参照）
- * 8 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）
- * 9 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成 29 年 7 月 5 日 原子力規制委員会決定）
- * 10 行政手続法施行令（平成六年政令第 265 号）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条（略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

 - 一 他の法令の制定、改廃に伴い当然に必要とされる規定の整理
 - 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

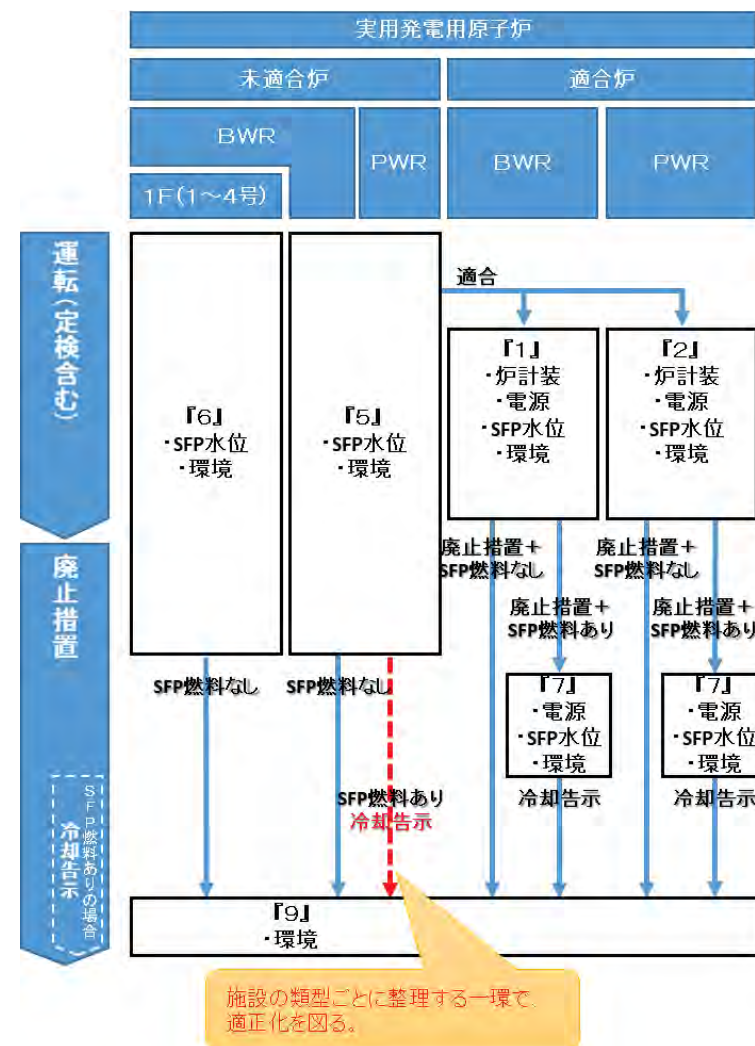
（参考 1）

○原災指針及び通報規則の各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み

原災指針 （表 2）	通報規則 （第 7 条第 1 号の表、第 14 条の表の上欄）	（参考） 該当する施設	（参考） 通報事象
1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	イ 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	新規制基準に適合した BWR	炉計装 電源 SFP 水位 環境
2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	新規制基準に適合した PWR	炉計装 電源 SFP 水位 環境
3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第 2 条第 5 項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	もんじゅ	炉計装 電源 SFP 水位 環境
4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設	ニ ナトリウム冷却型高速炉（ハに規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） ホ 試験研究用原子炉（ニに規定するナトリウム冷却型高速炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	常陽 試験研究用原子炉施設	炉計装 電源 SFP 水位 環境 施設個別 環境

実用炉施設のEAL区分の適用関係

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	旧基準炉 （新規制基準未適合炉）	SFP 水位 環境
6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	ト 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	福島第一 1～4号炉	SFP 水位 環境
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）	チ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（ホからトまでに掲げるもの及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）	廃止措置計画認可	電源 SFP 水位 環境
8. 再処理施設	リ 再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設（以下「再処理施設」という。）	再処理施設	施設個別 環境
9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）	ヌ 原子炉の運転等のための施設（イからリまでに掲げるものを除く。）	SFPに燃料なし 若しくは冷却告示後 又は加工施設等	環境



(参考3)

1. 原子力災害対策指針 改正案

2. 通報規則 改正案

3. 冷却告示 改正案

○原子力災害対策指針（新旧対照表）

太字傍線部分は改正部分

改 正 後		改 正 前	
第2 原子力災害事前対策		第2 原子力災害事前対策	
〔(1)・(2) 略〕		〔(1)・(2) 略〕	
〔表1－1～1－3 略〕		〔表1－1～1－3 略〕	
図1 〔略〕		図1 〔略〕	
表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて		表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	
〔1.～4. 略〕		〔1.～4. 略〕	
5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの		5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に除く。）	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
6. 〔略〕		6. 〔略〕	
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子		7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4.から6.までに掲げるもの（4.にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された	

炉施設及照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

【略】	【略】
【略】	【略】

【略】	【略】
【略】	【略】

【略】	【略】
【略】	【略】

〔 8. ・ 9. 略 〕

表 3 【略】

③ 原子力災害対策重点区域

④ 原子力災害対策重点区域の範囲

⑤ 発電用原子炉施設

【略】

〔 ④ ・ ⑤ 略 〕

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びすの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 2 7 年原子力規制委員会告示第 1 4 号）において定められている。

〔 ④ ～ ⑤ 略 〕

もとして原子力規制委員会が定めたものを除く。)

【略】	【略】
【略】	【略】

【略】	【略】
【略】	【略】

【略】	【略】
【略】	【略】

〔 8. ・ 9. 略 〕

表 3 【略】

③ 原子力災害対策重点区域

④ 原子力災害対策重点区域の範囲

⑤ 発電用原子炉施設

【略】

〔 ④ ・ ⑤ 略 〕

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表す及び第十四条の表すの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 2 7 年原子力規制委員会告示第 1 4 号）において定める。

〔 ④ ～ ⑤ 略 〕

【③・④ 略】

【4】～【12 略】

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

【1】 略】

【2】 緊急事態区分を判断する基準

【①・② 略】

③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、5号炉及び6号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの、7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）」を適用する。

【③・④ 略】

【4】～【12 略】

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

【1】 略】

【2】 緊急事態区分を判断する基準

【①・② 略】

③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、5号炉及び6号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が伊規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. には、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）」を適用する。

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げるものとする。		第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げるものとする。	
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔イ〕ホ 略	〔略〕	〔同上〕
	〔リ〕ヌ 略	〔略〕	〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔イ〕ホ 同上	〔同上〕	〔同上〕
	〔リ〕ヌ 同上	〔同上〕	〔同上〕

改 正 後		改 正 前	
第七條 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事 象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げるもの	〔イ〕ホ 略	〔略〕	〔同上〕
	〔リ〕ヌ 略	〔略〕	〔同上〕
第七條 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事 象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げるもの	〔イ〕ホ 同上	〔同上〕	〔同上〕
	〔リ〕ヌ 同上	〔同上〕	〔同上〕

原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 改正案（新旧対照表）

改正後	改正前
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 （照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設） 第二条 通報事象等規則第七条第一号の表ヘ及び第十四条の表ヘの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設とする。 一 号を削る。 一 略 二 略 三 略 四 略 五 略 六 略 第三条 通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 （照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設） 第二条 通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号（第一号を除く。）に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設及び第一号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。 一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター 一 同上 二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上 「条を加える。」